

広島県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地 の	廃止年月日
有限会社エコロ ジーサービス 社	尾道市向島町岩子島 一四九七番地一 東広島市黒瀬町乃美 尾一一六七番地	さくら・介護ス テーション尾道	尾道市美ノ郷町三成 一九三九番二一C	平成二〇年五月 三一日
社会福祉法人三 次市社会福祉協 議会	三次市十日市東三丁 目一四番一号	ケアプランセン ター江水園	三次市作木町香淀六 五五番地	平成二二年六月 三〇日
共立薬工株式会 社	東広島市西条町助実 一八五四番一号	西条あんず薬局	東広島市西条町助実 一八五四番一号	平成二二年四月 五日